

# 我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検会議

## 第1回会合 議事概要

平成23年10月31日(月) 13:30~16:30  
経済産業省別館 8F 825 会議室

### (1) 絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検について

吉田委員：環境省レッドリストの評価対象外の海洋生物など、絶滅危惧種(3,155種)の範囲に含まれない種については今回の点検の対象としないのか。その場合は他に議論する場を設けるのか。

(事務局：今回は現行のレッドリスト掲載の絶滅危惧種を対象とし、海洋生物については情報収集や希少性の評価等について別途取り組んでいく予定。)

### (2) 絶滅のおそれのある野生生物の保全に係る各種法令について

吉田委員：資料2②に「参考」として列挙されている法令について。保全に寄与する可能性のある規定(捕獲規制や地域指定等)があるのかどうかを分かる様に資料に関連する条文などを入れていただきたい。

藤井委員：点検であれば本来、種の保存法や鳥獣保護法が制定されてから、現在までに指定された種がどのように増加してきたのかとその間の保護区の面積や数がどのように変遷してきたのか照らし合わせ、10~20年単位で成果があったのかどうかを眺められるとよい。

石井委員：資料2①の「その他の法令」に含まれる里地里山の希少種の保全では、都市周辺の緑地が重要で、都市緑地法などが重要である。

磯部委員：空いている穴を探して塞いでいくという意味では、各種法令を横断的に点検してみることは重要だが、法それぞれに目的があり、その縦割りにはいわくがあってそうなっているので、単純に横並びに共通化しなければならないという議論にはならないほうがよい。

### (3) 絶滅のおそれのある野生生物の保全対策状況について

吉田委員：環境省RL掲載種と都道府県条例等の指定種が重複していない種の部分の理由は何か。分布が局限しているのか、その県だけで少ないのか等、その部分を分析すれば条例の役割や位置づけなどが見えてくると思う。

磯部委員：今回の点検作業は、国と地方公共団体との役割・機能分担について、法で定める助言などを用いて都道府県の音頭をとって役割を強化するのか等の方向性について、環境省のスタンスが大事だと思う。

- 石井委員：資料 5 について、生物多様性国家戦略の第 2 の危機への対策部分への扱いが小さいので、これを項目化していただきたい。絶滅危惧種の半分程度は里地里山地域に分布しており、各個体群が縮小孤立化しているため、生息地の連携を図るネットワーク化についても検討が必要ではないか。
- 石井委員：第 2 の危機の対応で重要なポイントは、水田とその周辺の水系（湧水地、湿地、ため池、水路等）。絶滅危惧種の対策は、その種だけではなく他の種や生態系との関係があるので、生態系ホットスポットや生息地を面的に守る方法がよいであろう。このようなものを手当てする手法が見えてこないため何とかしてもらいたい。
- 吉田委員：課題として入れていただきたいこととして、1 つ目に種の保存法のみでなく他省庁の法律や県条例を合わせて考えていくこと。2 つ目は規制的手法では守れないものもあるので、奨励的対策をとること。3 つ目は種の保護ではなく生息地（生態系ホットスポットを含む）の保護を行うこと。4 つ目は種の保存のみではなく、重要生息地の回復やネットワーク作りをすすめること。5 つ目は絶滅寸前になる前に予防的措置を考えていくこと等が挙げられる。
- 藤井委員：分類群固有の問題もあるが、例えば昆虫類や植物などでは共通した減少要因も多くあり同じ対策で救える可能性もあると思う。そのため、個々の分類群で考えるのではなく、共通する部分を調査して考える視点が必要ではないか。
- 藤井委員：資料 4-3①について、もう一つ別途欄を作っていただき関連する法について示していただきたい。捕獲・採集圧への対策は種の保存法で何とかできるが、水質汚濁などになると河川法などになる。
- 山岸委員：絶滅危惧種の保全に関する優先順位の考え方についてどうあるべきかは、原案をつくって是非やっていただきたい。
- 磯部委員：ポイントを絞って、全体の優先順位をつけることは重要である。捕獲・採集規制については現行の規制的手法を効果的に活用すればいいが、難しいのは土地の利用規制に当たる部分。絶滅危惧種は他の法令に比べ位置づけが相対的に低いため、財産権による利益を阻害するようなことはできない。絶滅危惧種の相対的な法的位置づけをもう少しランクアップする議論をするのか。正面からの規制は難しくても、保全協定など地元でできることを強化するような事に重点を置くことができれば、随分違うと思う。
- 藤井委員：絶滅危惧種の保全の優先順位を考えると、絶滅のリスクが中心になるが、それ以外に「事業の実現性」と「効果が見込めるのか」を指針とすべき。
- 吉田委員：分析的に現状整理する視点（例：生態系ホットスポットに当たる所が十分に保護されているといえるか等）と、将来的にどのような像を目指すか（例：農地を生息場所とする生物の保全のために周辺の森林との連続性を確保するにはどうしたら良いか等）という視点の両方からの点検が必要ではないか。